

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R7.2.3	町内会の統合	<p>私の地元の町内会は世帯数が50程度しかありません。小さい町内会では1人当たりの活動の負担が大きく、この先人口減少が予想される社会では町内会を維持していくことは困難です。このような小さい町内会は、近隣町内会と統合すれば良いと思いますが、町内会の役員は実質的には持ち回りであるため、そのような大きな決断ができません。</p> <p>そこで、市が音頭をとって町内会の統合を推進してください。市が音頭を取らなければ実現できないと思います。市に町内会の困りごとについて相談してもなかなか介入してくれませんが、町内会は市の活動にも協力していますので、今の放任する状況はおかしいと思います。小さい町内会ほど昔からの住民が幅を利かせ、新しい住民にとって住みにくくなっている状況がかなりあると思います。住みやすい西尾市にするため、ぜひ検討をお願いします。</p>	<p>市民にとって快適で安全なまちづくりを推進する上で、町内会組織がとても重要な役割を担っています。市としましても、広報紙の配布やチラシの回覧、ごみステーションの管理など、町内会に多大なるお力を借りしていることに感謝申し上げます。</p> <p>ご意見のとおり、近隣の町内会との統合は、人口減少に伴う担い手不足に対する解決策の一つだと思います。</p> <p>しかしながら、町内会の運営にはその地域ごとの特色や歴史があり、地域の方のご意見も多様であるため、市が、住民自治活動組織である各町内会の運営に直接関与することができないことをご理解ください。</p> <p>なお、近隣町内会との統合について、町内会総会の議題にするなどして賛同が得られた場合や、近隣の町内会長または小学校区の代表に連絡したいことがある場合は、地域つながり課にご相談ください。</p>	地域つながり課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R7.1.6	若者の呼び込みと子育て世代の住環境充実について	<p>1年前に西尾市へ転入しました。駅周辺では、月ごとに様々なイベントが開催されており、たびたび参加しました。5歳児と新生児と4人で暮らす中で、LINEやイベントを通じて、変化しようとする市政の熱意を感じます。次第に、応援したい気持ちも湧き出てきました。 その中で、要望です。</p> <p>1 公園の遊具整備</p> <p>現在、老朽化に伴い、遊具が使えない公園を多く見かけます。また、近隣自治体と比較すると親子が遊びやすい公園が少ないと感じます。例えば、安城市油ヶ淵公園、蒲郡市水竹公園、岡崎市南公園などです。市外にも自慢できる、過ごしやすい公園を作ってください。</p> <p>2 図書館の老朽化</p> <p>安城市、岡崎市、小牧市などには近代的な図書館があります。老若男女集える場であることはもちろん、今後、西尾高校が中高一貫校となるにあたり、様々な分野のインプットの場として利用できる施設が必要です。中高年のリスクリーディングの必要性が取り上げられる中で、充実した環境や施設の提供は必要なことではないでしょうか。</p>	<p>1 定期点検の結果、老朽化に伴う安全性の問題が確認された公園遊具につきましては、利用者の皆様の安全を考慮して、使用を停止しております。大変ご迷惑をお掛けしますが、順次、修理や改修を進めておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p> <p>市外にも自慢できる公園の整備につきましては、近隣市のように大規模な公園を整備するには広大な土地が必要であり、公共交通による利便性や自動車・自転車でのアクセス性を考慮すると、整備する場所の選定が非常に困難です。また、場所によっては騒音や照明などによる環境面への配慮や、人が集まることによる防犯面・安全面への配慮も必要になり、地域住民などから理解を得る必要があります。</p> <p>更に、公園用地の確保や整備に数十億円規模の費用がかかるうえ、維持管理にも年間数千万円が必要となりますので、現時点で大規模な公園を整備する予定はございません。</p> <p>一方で、親子が遊びやすく、過ごしやすい空間として、本市の特色を活かした公園整備を進めたいと考えており、西尾駅東駅前広場では、遊具の充実やイベントに適した多目的広場、走り回ることのできる芝生広場など一体的なにぎわい空間の創出を予定しております。</p> <p>また、親子で楽しめる公園として、ハツ面山公園と古川緑地を一体利用した、豊かな自然を活かした公園作りを目指しております。</p> <p>2 日頃より図書館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>●●様がおっしゃるように図書館は市民の交流の場、学びの場として重要な役割を担っており、ソフト、ハードの両面において、その充実の必要性は今後ますます高まってくるものと考えています。</p> <p>現在の鉄筋コンクリートの建物については、西尾市公共施設長寿命化計画において、目標使用年数を原則80年としており、昭和58年建設の図書館本館の建て替えはしばらく先になります。それまでは長寿命化等の施設改修により、図書館機能の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p> <p>なお、図書館の利用を促進するために市では、4か月児健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業や、読書通帳を活用した事業により子どもの読書を推進しています。また、現在ICタグの導入を進めており、令和10年度から貸出・返却等のセルフサービス化が可能となる予定です。今後も市の財政状況を踏まえ、図書館サービスの充実に努めてまいります。</p>	土木課 公園緑地課 図書館

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
		<p>3 サイクリングロード及び遊歩道の整備</p> <p>街中のイベントを企画していただきありがとうございます。交流人口を更に増やすために、サイクリングロードや遊歩道の整備を進めてください。</p> <p>吉良ワイキキビーチや寺部海岸、佐久島などは自転車で回遊する流れですが、街から各所への動線は車のみです。また、街中であっても観光案内所にレンタサイクルがあるものの、自転車が走りやすい街かというと、歩道と分離しておらず、路肩も狭いため、自転車は走りづらいです。</p> <p>隣の安城市や半田市、碧南市の一部には自転車道が設置され、自転車の観光客もいます。</p> <p>また、例えば、川原など遊歩道を設けることで、マラソン大会参加に向けたランナーの練習場所になったり、休日には公園で、市民や観光客、サイクリングをする人がピクニックできたり、憩いの場になると思います。それが、岡崎市の乙川での取組や、しまなみ海道の起点である尾道市の取組ではないでしょうか。</p> <p>財源に限りがあるのは重々理解していますが、これからを担う子どもたちや若者を呼び込む方針のもと、取り組んでいただきたいです。間違っても、選挙で勝つため、あるいは、既得権益にまみれた高齢者のための市政は望んでいません。市長、市役所の皆様、どうかよろしくお願いします。出来ることがあれば、私なりに協力させていただきたいです。</p>	<p>3 サイクリングロードの整備には多大な費用が必要になることや、新たな用地取得も考えられることから、ご要望にあるようなレジャー・やレクリエーションを目的とした整備は考えておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、自転車通行空間を面的に整備する自転車ネットワーク計画を今年度末までに策定する予定です。主に学生や買い物客が利用する道路や、事故が多発している道路において、安全で快適な自転車走行環境のネットワークの構築を目的とした計画の検討を進めております。</p> <p>また、遊歩道につきましては、河川敷の公園などで遊歩道として整備されているところもございますので、よろしければご利用ください。</p>	

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R6.10.21	お祭りまたは行事の花火がうるさい	10月20日に、室場周辺で何の行事か知らないが、早朝7時前からバンバン花火を鳴らしていて非常にうるさいです。苦痛、ストレス、迷惑ですので即刻やめさせてください。	<p>お問い合わせの花火につきましては、特定はできませんが、地域の町内会等で取り組まれた行事であると思われます。</p> <p>主催者や参加者等が地域の住民である場合は、各町内で行われる会議や総会等の際に会員の皆様で決めていただいているものと認識しております。お困りの状況はお察ししますが、市として働きかけをする立場にはございませんのでご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、打ち上げ花火がお住まいの町内会の行事の一環であれば、直接、町内会長にご相談ください。</p>	地域つながり課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R6.6.25	PayPay 支払い時の領収書	市役所窓口でPayPayで支払った場合、領収書が発行されない理由を教えてください。	<p>当市では窓口での証明書発行手数料等のキャッシュレス決済について、PayPay株式会社を指定納付受託者(※1)に指定して運用しております。</p> <p>PayPayでの支払いの際に領収書が即時発行できない理由は、現金払いと違い、支払い直後に市への入金が確定とならないためです。</p> <p>これは地方自治法第231条の2の5(※2)で規定されており、お客様がPayPayで支払いした金額は、指定納付受託者であるPayPay株式会社から翌月末に市に入金され、その時点で初めて市への納付が確定したものとみなされます。</p> <p>したがって、PayPayでの支払いの場合、その場で領収書を発行することができません。</p> <p>なお、市への入金が確定する翌月末以降であれば領収書を発行し、ご自宅へ郵送することが可能ですので、ご入用の際は、窓口でお申出ください。</p> <p>市民課窓口でPayPayでのお支払いの際に、領収書の発行についての説明が不足しており申し訳ございませんでした。</p> <p>現行の法令上はこのような取り扱いとなり、ご不便をおかけしますがご了承ください。</p> <p>※1 指定納付受託者 納付者からの委託を受け、地方公共団体に歳入等を納付する者をいいます。例えば、スマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済により歳入等を納付する場合における決済(代行)事業者が該当します。</p> <p>※2 地方自治法第231条の2の5(指定納付受託者の納付) 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</p> <p>2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。</p>	情報政策課 市民課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R5.10.17	図書館駐車場の木	図書館駐車場入口の右側に連理の木が植えられています。とても珍しい樹形をしていますので、看板等を設置して、市民の方に周知してはどうですか。	日ごろより、市図書館をご利用いただきありがとうございます。ご意見をいただきました「連理の木」につきましては、植物学の専門家に問い合わせたところ、自然界ではよくある現象で、一つの枝が他の枝と連なって木目が通じた様が吉兆とされ、「縁結び」「夫婦和合」の象徴として、神社などでは信仰の対象ともなっているとのことでした。看板等を設置する予定はございませんが、市民の皆さんに知ついたく機会を設けるなど検討してまいります。貴重な情報をお寄せいただきありがとうございました。	図書館
R5.9.29	回覧板の電子化	回覧板の電子化を検討していますか。紙での回覧を希望する方はそのまままで、電子化とのハイブリッド化を推進してください。 将来的には回覧板以外も電子化していくことで、情報伝達スピードのアップにつながり、安否確認等の防災対応にも活用できるのではないかですか。	回覧板を含む町内会における連絡手段の電子化につきましては、ご意見のとおり、推進していくことは必要であると考えております。特に、回覧板については、電子化を望む声もあり、市といたしましても検討しているところです。 そこで、市は、町内会の皆様の現状と意向を把握するために、令和5年度の役員切り替え時に、401の町内会長を対象としたLINE等SNSの利用状況に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、「町内会の連絡手段として、SNSやLINEを使用しているか」の設問に対して、「使用している」は約4割、「使用していない」は約6割でした。また、「使用したくない」との意見も多く、その理由としては、「デジタル機器を持っていない」「使い方が分からない」「紙の回覧板は無くならないので手間が増える」などの意見があり、電子化に抵抗感を感じている町内会長が多い状況であることが判りました。 町内会事務の電子化には、地域の皆さまの意識が変化することが重要です。まずは、町内会役員間の連絡で、LINEのグループ機能を活用するなど、実際に使い方に慣れていただくことを支援していきたいと考えております。 また、安否確認、避難連絡に関する電子化につきましては、西尾市の防災情報を集約したスマートフォン用アプリ「西尾市防災アプリ」を配信しています。 西尾市防災アプリには、自分の居場所などを特定の人に連絡できる機能がございますので、いざという時に備えて、ご家族や町内会等でぜひご利用いただければ幸いです。	危機管理課 地域つながり課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署
R5.8.7	浄念塚墓地について	<p>将来、お墓を自宅近くの浄念塚に建立できないか市に問い合わせたところ、断られました。</p> <p>西尾市議会の一般質問で、浄念塚墓地について色々なことを知ることができました。</p> <p>次の質問に回答をお願いします。</p> <p>① 浄念塚は、市の財産であることから財政法に基づき賃料を支払えば使わせてもらえると思います。西尾市民平等に可能。</p> <p>② 現況の、使用者が何の負担もなく無償で使用することは、財産管理者である市として問題があると思います。</p> <p>③ 宗教法人が使用しているとのことです、政教分離の観点から問題があると考ます。</p> <p>④ 毎年50万円から100万円位の維持費を西尾市の税金から支払っていますが、このまま市が負担する考えですか。全部で700個以上の墓地があるので、1世帯1,000円負担してもらうなど、受益者負担にするべきです。</p> <p>⑤ 以上の点を西尾市の監査委員に問い合わせて、会計上これで良いか確認して回答してください。</p>	<p>ご質問いただきました浄念塚墓地の管理について回答いたします。</p> <p>① 浄念塚墓地については設置条例がなく、使用料についても定めておりません。過去に埋葬が行われており、その場所が特定できないため、新規の墓の建立は認めておりません。元々ある墓については、改築許可申請を認めています。なお、改築許可申請の条件は、「改築後、道路の拡張または市の計画に基づき墓地を移転する場合は、市に迷惑をかけることなく市の指定する場所に自費で移転する」としております。</p> <p>② 市は、浄念塚墓地の経営をしているわけではありません。元々は個人の土地で、その場所を共同墓地として住民の皆様が使用していました。昭和20年のポツダム宣言後、地目が墓地である土地は、個人や町内会等の地縁団体が所有できず、市が所有することとなりました。管理・運営主体がないことから、現在は、市が保全上の管理をしている状況です。そのため、使用者に費用負担を求めないことは、問題とは考えておりません。</p> <p>③ 宗教法人の祭祀に対して、市が直接関与しているわけではないため、政教分離の観点から、問題はありません。</p> <p>④ 浄念塚墓地の保全のため、市はやむを得ず管理をしていますが、経営はしていません。そのため、墓地使用者に対し、負担金を求める予定はありません。</p> <p>⑤ 監査委員事務局に確認して得た回答は以下のとおりです。</p> <p>現在の財務会計行為は、その財産の性質上、市が浄念塚墓地の維持管理に係る予算を執行することについて、やむを得ないものと思われます。</p> <p>令和4年9月定例会において、外部有識者を加えた検討委員会のほか、市民ニーズ・考え方等の把握に向けたアンケート等に執行部が言及していることから、その推移を見守りたいと考えます。</p>	市民課